**転入・転出した場合の取扱いと転出先市町村での購入引換券の交換方法について**

①基準日以降に転入・転出した場合

・プレミアム付商品券購入引換券は、基準日に住民票のある市町村が発行します。

・基準日以降、雲南市から他の市町村へ転出された場合は、雲南市内の取扱加盟店で使用できるほか、転出先の市町村で購入引換券を交換することで転出先の市町村の取扱加盟店で使用できます。

・基準日以降、他の市町村から雲南市へ転入された場合は、転入前の市町村の取扱加盟店で使用できるほか、雲南市で購入引換券を交換することで雲南市内の取扱加盟店で使用できます。

・購入引換券で買うことのできる商品券は5冊までとなっており、1冊購入するごとに購入引換券に確認印が押されます。

・例えば、転出前の購入引換券に確認印が２つ押されていた場合には、同じく確認印が２つ押された転出先の購入引換券と交換できます。この場合、転出先では残り購入単位３つ分、の商品券が購入可能です（購入引換券の確認印が５つ押されている場合は交換できません）。

②プレミアム付商品券購入引換券の交換方法

・他市町村から雲南市へ転入された場合の手続きは次のとおりです。

(1)　以下の書類を用意する。

○購入引換券（基準日に住民票のあった市町村が発行したもの）

○身分証明書（運転免許証・健康保険証、社員証、学生証等）

※代理の方が交換に来られる場合は代理人の身分証明書

★本人および同一世帯以外の方が代理で商品券を購入する場合は、ご本人との関係が証明できるもの又は「委任状」などの提示が必要です。

≪委任状様式(例)を添付≫

(2)　雲南市役所プレミアム付商品券担当窓口へ上記(1)を持参する。

○住民税非課税者分担当窓口

市役所２階　健康福祉総務課　電話0854-40-1041

○子育て世帯の世帯主分担当窓口

市役所２階　子ども家庭支援課　電話0854-40-1067

(3)　雲南市プレミアム付商品券購入引換券と交換する。

○上記(1)の書類等で確認させていただいた上で、交換します。

○その場で交換することにしていますが、確認作業等で時間をいただくことがあります。

○雲南市への転入後間もなく交換手続きに来庁された場合は、当日の発行ができないことがあります。

※即日発行を受けるためにも、できるだけ事前に電話連絡をいただきますようご協力をお願いします。

・雲南市から転出された場合は、転出先の市町村に購入引換券、その他の必要書類を持参

して手続きを行なう必要があります。（詳しくは転出先市町村のプレミアム付商品券担当窓口にお問い合わせください。）